

【サッカー商社リーグ運営要綱】

1. 組織と幹事

商社リーグ(以下、リーグ)は、以下の組織及び幹事チームのリーダーシップと、リーグ参加チームの積極的な協力によって運営される、「自主運営」を基本にした独立系社会人サッカーリーグである。

A) 商社リーグ役員会

- ①商社リーグ役員会(以下、「役員会」)は、リーグ全体の統括並びに方向性を決定する最高意思決定機関であり、単年度の主幹事では解決出来ない長期的課題に対する検討や、新企画の立案を行う。
- ②役員会はリーグの運営を積極的にサポートしてきたメンバーによって構成される。
- ③役員会には、会長及び役員の役職が存在する。
- ④役員会は必要に応じてチームをリーグに加盟・除名させる権限を有する。
- ⑤商社リーグ運営要綱の変更は役員会の決裁事項である。
- ⑥運営要綱に記載されていない事項については、役員会にて審議・決定される。
- ⑦役員会は、翌年度の代表者引継会議時に当該年度の決算報告を行う。

B) 商社リーグ協会

- ①商社リーグ協会は、グラウンド提供や主幹事業務等を通して、リーグの運営を全面的にサポートする。
- ②商社リーグ協会は、以下の4チームにより構成される。
 - ・住友商事 ・三菱商事 ・丸紅 ・伊藤忠商事

C) 代表者会議

- ①代表者会議は、リーグ関係者がリーグの円滑な運営が実現できる事を目的にした会議である。
- ②各年度の代表者会議は、役員会が作成した年間日程表に沿って実施する。
- ③リーグ運営側からは、毎回次の参加者が代表者会議に出席をする。
 - ・役員会(最低1名) ・主幹事責任者 ・主幹事補佐責任者 ・副幹事責任者(各担当の責任者)
- ④リーグ参加チームからは、毎回代表者クラス原則2名(最低1名以上)が代表者会議に出席をする。

D) 主幹事

- ①主幹事は各年度のリーグに関する実務の総幹事であり、責任を持って担当する。
- ②商社リーグ協会の内1チームが主幹事を務めて、担当するシーズンが終了するまでの任期とする。
主幹事を務める順番は1997年度の表彰式で決められた以下の順番での持回り制とする。
1 住友商事 2 三菱商事 3 丸紅 4 伊藤忠商事
- ③主幹事の代表者1名はリーグ主幹事業務を行った翌年度に、原則として1年間役員会に入会し(役員会決裁)、その年に開催される商社リーグ並びに商社リーグチャンピオンズカップ(以下カップ戦)を全面的にサポートする。

E) 主幹事補佐

- ①主幹事補佐は、次年度の主幹事が務める。
- ②主幹事補佐の担当する業務は原則、役員会・主幹事の2者間で相談のうえ決定する。
- ③主幹事補佐は各年度のカップ戦に関する実務の総幹事であり、責任を持って担当する。

F) 副幹事

- ① 商社リーグ協会以外のチームにより、副幹事として以下の3つの役割を分担する。
- ② 役割を担当する順番は加盟チームの50音順とし、副幹事は責任を持って各業務を担当する。
 - ・ 試合結果集計担当
 - ・ 名簿・チームデータ管理、表彰式担当
 - ・ メーリングリスト、会議議事録担当

2. リーグ構成と公式戦

A) リーグ構成及び決定方法

各期のリーグ構成は、リーグのグラウンド調達能力と参加チーム数等を考慮し、期初に役員会が決定の上、別紙Ⅰにて連絡する。

B) 公式戦の種類

公式戦には、各リーグ内でのリーグ戦とリーグ間の入替戦及びカップ戦が存在する。

C) 公式戦の期間

各年度の公式戦は、原則8月中旬から翌年2月末日までの期間内に実施する。主幹事並びに主幹事補佐は、全参加チーム協力の下、同期間内に全ての公式戦を終える様に最善の努力を尽くす。

D) リーグ戦の順位決定方法

- ① リーグ戦の順位決定は勝ち点方式によって決定する。
- ② 勝ち3点、引き分け1点、負け0点とし、リーグ戦終了時に勝ち点の多いチームを上位とする。
- ③ 勝ち点と同じ場合は、得失点差・総得点・当該チーム同士の対戦成績の順で上位チームを決める。
- ④ 全てが同じで、順位が入替戦等に影響する場合は、抽選にて決定する。

E) 昇降格

各年度の昇降格については期初に役員会が決定の上、別紙Ⅰにて連絡する。

3. チャンピオンズカップ構成

A) カップ戦構成及び組み合わせ

カップ戦は同年度内に開催されたリーグ戦の結果に基づき各リーグの上位チームによって構成されるトーナメント戦である。各リーグからの参加チーム数及びカップ戦の組み合わせについては、期初に役員会が決定の上、別紙Ⅱにて連絡する。

B) カップ戦の開催時期

カップ戦の開催時期については、期初に役員会が決定の上、別紙Ⅱにて連絡する。

C) グラウンド提供

グラウンド提供は商社リーグ参加チームの協力の下、役員会が決定する。

4. 商社リーグ参加資格

A) 運営協力のコミット

商社リーグに参加するにあたり、リーグ運営に全面的に協力するだけでなく、最新の運営要綱を遵守する事をコミットする。リーグ側から何らかの理由により失格・除名させられた場合、運営費は一切返還しない。

B) 参加費

各年度のリーグ参加費・カップ戦参加費、及び支払期日は、期初に役員会が決定の上、別紙Ⅰ・Ⅱにて連絡する。資金使途は運営費（グラウンド代、HP運営費など）、表彰式費用、トロフィー代等とする。

C) 代表者会議及び表彰式の出席義務

商社リーグに参加するチームの代表者は、シーズン中の代表者会議(複数回)と表彰式(年1回)に出席して、建設的な意見交換をする形でリーグの運営に協力する義務がある。

D) 必要用具

リーグに参加する為に、各チームは必ず次の備品を保有する必要がある。

①ユニフォーム

試合を行うために、Home & Away で色が異なる、背番号入りのシャツ、パンツ、ソックスをフィールドプレイヤー、ゴールキーパー各2セット保有すること。

②キャプテンマーク

試合を行うためにキャプテンマークを保有すること。商社リーグではキャプテンマークホルダーには特別な権限が与えられている。(7. 公式戦当日の運営を参照)

③審判用具一式

審判業務を行うために、審判服3セット、Whistle、Yellow Card 及び Red Card、得点警告 Memo、Stop Watch、Flag 2本を保有すること。

E) チームペナルティ

①チーム警告

以下事象を起こしたチームにチーム警告が与えられる。また、1シーズンを通じ、チーム警告が2回(同事象のチーム警告2回含む)与えられたチームはその時点で失格・除名とする。

- ・公式戦で不戦敗となった場合
- ・公式戦で審判・MCの義務不履行が発生した場合
- ・代表者会議を欠席した場合
- ・表彰式を欠席した場合

②失格・除名後のリーグ順位

リーグ開催期間中に失格・除名のチームが出た場合、該当チームが当初から存在しなかったものとしてリーグ内の順位を決定する。つまり、失格・除名されたチームから獲得した勝点、及び得点の記録は削除されるものとする。

③モニタリング

役員会の判断により以下事象を起こしたチームをモニタリング対象とする。

- ・株価チャートが著しく低い
- ・人数不足の試合回数が多い
- ・その他、運営に大きな支障を与えている

尚、モニタリング対象チームに対する特別処置は別紙Ⅰに定める。

④チームペナルティの整理

詳細は別紙Ⅲに規定する

5. チームデータ登録

A) チーム登録

各チームは、リーグ開催前にチーム情報（紹介データ、チーム全体写真、Home & Away ユニフォーム写真、審判用具写真）、チーム代表者（1名）、チーム担当者（4名）、全登録選手（試合に出場する可能性のある選手全て）を定型フォームに記入し、主幹事の指定した日までにチームデータ管理担当副幹事に送付する。チームデータ管理担当副幹事は取り纏めた後に役員会にチームデータを送付し、役員会はそのデータをHP業者に送付し、アップしてもらう。尚、チームデータへの登録可能人数は1チーム最大44名までとし、社外（もしくはグループ外）の社会人を選手としてチームに登録をする場合には、継続的にそのチームの活動に参加している事を条件とする。

B) チームデータの活用

各チームは試合当日に印刷したチームデータをグラウンドに持って行き、当日の参加選手の背番号（重複不可）を書き込みMCに手渡しする。チームデータに登録されている選手以外の試合出場は一切認めない。

違反した場合には、不戦敗とする。（勝点－3点、得点0－5）

C) 選手の追加登録・変更について

①シーズンの途中で選手の追加登録・変更を行いたい場合は、チームの上限人数である44名を超えない範囲で申請可能である。但し、リーグ側からの承認が下りるまでは公式戦への出場は一切認められない。

②追加登録・変更申請手続きは、上記A)で提出した「チームデータ」に追加・変更希望選手の情報を漏れなく記載し、主幹事、主幹事補佐及びチームデータ管理担当副幹事に同資料を翌月の試合不可日登録と共にe-mailで連絡する事で受付が完了する。また、選手の追加・変更は翌月の試合不可日登録と共に、月に1度のみ行えるものとする。主幹事、並びに主幹事補佐は追加登録・変更申請を受付後速やかに役員会へ報告の上、1週間を目処に許可をe-mailで案内する。

③カップ戦においてはチームデータの追加登録・変更は認めない。

D) 学生の登録について

学生の選手登録及びリーグ戦への出場は原則不可とする。

E) チームデータ管理担当副幹事チームは、登録の指導・督促を随時行う。

F) リーグの連絡事項は、指定のメーリングリストを用いて代表者・担当者・登録選手に同時送信される。メーリングリストは毎年メーリングリスト担当副幹事が新規作成し、各チームからの登録者を更新する。尚、各チームから登録者の変更は代表者のみが行えるものとする。各チームは情報伝達の漏れがないように、常に最新の代表者・担当者・登録選手を登録して置くようにする。

6. 各チーム月次連絡事項

リーグ参加チームは、リーグ開催前(毎年7月頃)から重要な連絡事項を毎月報告する義務がある。

A) 試合不可日連絡(リーグ参加全チーム)

- ①各チームは、試合実施月前月の第1金曜日までに試合不可日を商社リーグHPを通じて主幹事に連絡する。不可日が無い場合でも、必ず期日までにその旨を商社リーグHPを通じて主幹事並びに主幹事補佐に連絡する。
- ②不可日の理由として認められるのは都リーグと部員冠婚葬祭のみとする。
これ以外の理由にて不可日を提出する際には、リーグ開催前に「役員事前承認日」として申請し、役員会の事前承認を必要とする。
- ③期限までに不可日連絡がない場合は「不可日なし」として試合を組まれることを認めるものとする。
- ④主幹事並びに主幹事補佐は不可日情報を基に翌月の試合を前月15日までに作成し、連絡をする。
- ⑤発表後の試合日程変更は原則禁止とし、対応できないチームは不戦敗とする。

B) グランド提供連絡(グラウンド提供チーム)

グラウンド提供が可能なチームは、グラウンド使用可能日を試合実施月前月の第1金曜日までに、商社リーグHPを通じて主幹事並びに主幹事補佐に連絡する。

7. 公式戦当日の運営

商社リーグの「自主運営」方針に沿って、競技の運営も参加チームの積極的な協力の下で実施される。公式戦参加チームは、下記審判業務及びマッチコミッショナー業務を責任持って務めるものとする。尚、本項目で定義されていない軽微なミスについては勝ち点を-1点とする。

A) 審判業務

- ①主幹事並びに主幹事補佐が指名した審判担当チームは、主審1名と副審2名の合計3名を人選する。
審判は全員、審判服(上下ソックスまで含む)を着用の上、公式戦の審判を担当する。
審判担当チームは毎回必ず、次の審判用具一式を担当する試合に持参して使用する。
【審判服3セット、Whistle、Yellow Card 及び Red Card、得点警告Memo、Stop Watch、Flag 2本】
- ②審判担当チームは、役員会にて承認されたチームデータに登録された人から、審判能力の高い3名を審判に人選するものとする。
- ③主審は試合開始前の整列時に、自己紹介(所属チーム名と名前)をして、「毅然とした態度で一生懸命レフェリングする。非紳士的な行為に対しては積極的にYellow Card 及び Red Card を提示する。」事を両チームの選手及びマッチコミッショナーに対して宣誓の上、Yellow Card 及び Red Card を最大限に活用して、試合が荒れないように最善を尽くす。
- ④審判を指名されたチームは、自身のチームの試合スケジュールに関係なく、審判の義務を履行する。
審判が試合開始予定時刻に準備が整っていない場合、審判担当チームの勝ち点を-3点とし、3万円の罰金を科すこととする。棄権した場合も同じく、審判担当チームの勝ち点を-3点とし、3万円の罰金を科すこととする。尚、入れ替え戦及びカップ戦の場合は審判担当チームに3万円の罰金を科すこととする。棄権した場合も同じ扱いとする。
当日の審判義務が無くなるのは、担当する公式戦が悪天候等の理由により延期となった場合のみ。
- ⑤ 審判チームが会場に現れなかった場合、両チームの同意を得た上で、マッチコミッショナー担当チームが審判も務めることができるものとする。

B) マッチコミッショナー業務

円滑な試合運営の為に、公平な視点で試合を監視するマッチコミッショナー(以下、MC)制度を導入する。

①主幹事並びに主幹事補佐が指名したMC担当チームは、役員会にて承認されたチームデータに登録された人から2名を、MCに人選するものとする。

②MCは試合会場に必ず、最新の「試合結果報告フォーム」(以下、「結果報告書」)を持参し、審判員全員の名前、ジャッジの質、得点者記録、試合参加チームのフェアプレーレベル、その他の特記事項等を「結果報告書」の定型フォームに従って記載の上、試合後に以下に報告する。

a) リーグ戦：試合結果集計担当副幹事・主幹事・審判チーム・当該対戦2チーム

b) カップ戦：試合結果集計担当副幹事・主幹事補佐・審判チーム・当該対戦2チーム

主幹事並びに主幹事補佐は e-mail で送付された「結果報告書」を1シーズン保管して、問題があるチームに対しては、役員会と相談の上で適宜対応する。

③MC 2名は審判服を着用し、試合開始前に行われる整列時に審判3名と共に並んで挨拶をする。その際、「ハーフタイム中に、両チームのキャプテンより主審変更の申し入れがあり、担当MCとして変更が必要と認めた場合には自らが後半の主審を担当する。」事を宣誓する。

挨拶後は、試合会場に持参した「結果報告書」に必要事項を随時記入する為、センターラインに近いグラウンド外の場所から試合を監視する。

④MCを指名されたチームは、自身のチームの試合スケジュールに関係なく、MCの義務を履行する。

MCが試合開始予定時刻に準備が整っていない場合、MC担当チームの勝ち点を-3点とし、3万円の罰金を科すこととする。棄権した場合も同じく、MC担当チームの勝ち点を-3点とし、3万円の罰金を科すこととする。尚、入れ替え戦及びカップ戦の場合はMC担当チームに罰金3万円を科すこととする。棄権した場合も同じ扱いとする。

当日のMC義務が無くなるのは、担当する公式戦が悪天候等の理由により延期となった場合のみ。

⑤MC担当チームが会場に現れなかった場合、両チームの同意を得た上で、審判担当チームがMCも務めることができるものとする。

C) 悪天候時の対応

①雨天中止等の判断はグラウンド提供チームが行い、中止の場合には名簿に記載されている該当チームの代表者または担当者に連絡する。グラウンド側の要望などにより、前日の中止決定も有り得る。

②開催が危ぶまれる場合は、名簿に記載されているグラウンド提供会社の代表者または担当者に各チームの代表者が試合の有無を確認する。

③グラウンド提供会社より中止の連絡がない場合、またグラウンド提供会社の人間と連絡が取れない場合は、両チームは試合が実行されるものとして試合会場に赴くものとする。

④事前にグラウンド提供会社より別の対応の指示があった場合にはそれに従う。

各チームとも名簿に記載されている代表者・担当者は、当日連絡が付くようにしておく。

D) 人数不足における罰金制度

人数不足による過度な点差の試合を減らすために、試合開始時に11人に満たない場合、1試合目は1万円、2試合目は2万円、3試合目以降は毎回3万円の罰金が科される。

8. 競技ルール

A) 試合時間

- ①前後半35分ハーフで全試合を行う。前後半の間には10分間の休憩を入れる。
- ②リーグ戦は、70分間で決着がつかない場合は引き分けとする。
- ③入替戦並びにカップ戦は、70分間で決着がつかない場合は、5分間の休憩後、5人ずつのPK戦、サドデスのPK戦にて勝敗を決する。

B) 出場選手

社外（もしくはグループ外）の社会人選手が同時に出場できるのは5名以内とする。違反した場合、該当チームは不戦敗となり、スコアは0-5とし、3万円の罰金を科すこととする。

C) 選手交代

- ①選手交代の人数制限はないものとする。
- ②一度交代した選手の再出場は認めない。違反した場合、該当チームは不戦敗となり、スコアは0-5とし、3万円の罰金を科すこととする。

D) 試合成立の最低人数

- ①試合開始予定時刻に7人未満のチームは不戦敗となり、リーグ戦においては勝ち点は-3点、スコアは0-5とし、3万円の罰金を科すこととする。また、カップ戦においては該当チームに3万円の罰金を科すこととする。
- ②対戦チームは不戦勝となり、リーグ戦においては勝ち点は3点とし、スコアは5-0とする。
- ③両チーム7人未満の場合、両者とも不戦敗となる。リーグ戦においては勝ち点は-3点ずつ、得失点差は-5点ずつとする。

E) キャプテンマーク

試合においてゲームキャプテンは、必ずキャプテンマークを着用するものとする。

F) 怪我防止

レガースは必ず着用すること。着用していない選手の出場は一切認められない。なお、レガースの着用有無に関わらず、競技中に試合関係者が怪我をしても、リーグとしては一切責任を持たない。

9. 結果報告業務

- ①MC担当チームは、必ず担当した試合の翌営業日中に「結果報告書」をリーグ戦においては試合結果集計担当副幹事・主幹事・審判担当チーム・当該対戦2チームの計5社に、カップ戦においては試合結果集計担当副幹事・主幹事補佐・審判担当チーム・当該対戦2チームの計5社にe-mail添付にて報告する。
- ④試合結果を報告できるのは、各チーム代表者・担当者の5名のみとする。
- ⑤試合結果集計担当副幹事は、全ての試合情報（得点者・警告・退場者・フェアプレー・MC・得点・審判得点含む）を試合が行われた翌水曜日中に、役員会、主幹事（カップ戦の場合は主幹事補佐）にメールして、HPに結果をアップする。
- ④試合が悪天候等で中止となった場合は、グラウンド提供チームは試合予定日の翌営業日中に主幹事（カップ戦の場合は主幹事補佐）と試合結果集計担当副幹事に、e-mailにてその旨を報告する。

10.表彰式

毎シーズン終了後に表彰式を実施し、各リーグの上位成績チームなどを表彰する。

以 上

別紙 I

【2018 年度 サッカー商社リーグ】

1. リーグ構成及び昇降格

A) リーグ構成

今年度の商社リーグは、1部リーグ（5チーム）と2部リーグ（9チーム）の2リーグ構成とする。

B) 昇降格

今年度は1部リーグ、2部リーグ間での自動昇降格はなしとする。

1部リーグの4位・5位チームと、2部リーグの1位・2位チームとの間で入替戦を行い、勝利チームが翌年度の1部リーグに所属する。

但し、除名チームの発生等、不測の事態が生じた場合はこの限りではない。

C) 2019年度リーグ構成（予定）

来年度は1部リーグ（5チーム）、2部リーグ（5チーム）、3部リーグ（4チーム）の3部リーグ構成とし、以下の通り今年度の結果を踏まえて、所属リーグを決定する。

1部：1部1位、1部2位、1部3位、入替戦勝利チーム、入替戦勝利チーム

2部：入替戦敗退チーム、入替戦敗退チーム、2部3位、2部4位、2部5位

3部：2部6位、2部7位、2部8位、2部9位

2. リーグ戦参加費

今年度のリーグ参加費は各チーム年間16万円とし、7月最終営業日までに支払いをしなければならない。

3. その他特記事項

運営要綱4-Eに基づき、次のチームをモニタリング対象とし、以下の特別処置を科す。

【チーム名】三井物産

【処置】 ・商社リーグ協会から外れ、2018年度全副幹事業務を担当する
・上記に伴い、代表者会議の出席者数は2名以上とする

以 上

別紙Ⅱ

【2018年度 サッカー商社チャンピオンズカップ】

1. 商社チャンピオンズカップ構成

A) 商社チャンピオンズカップ戦構成

今年度の商社チャンピオンズカップ戦(以下、カップ戦)は同年度内に開催されたリーグ戦の結果に基づき1部リーグから全チーム、2部リーグから上位3チームによって構成されるトーナメント戦とする。また、参加資格を有するチームの出場辞退があった場合には、繰り上げ参加とする。

B) カップ戦の期間

商社リーグ戦、入替戦終了後に実施。(1月中旬～2月末開催が目安となる。)

C) カップ戦の組み合わせ

カップ戦は以下の組み合わせにて行うものとする。

○1回戦

- 試合①：1部1位 vs 2部3位
- 試合②：1部2位 vs 2部2位
- 試合③：1部3位 vs 2部1位
- 試合④：1部4位 vs 1部5位

○準決勝

- 準決勝①：試合①の勝者 vs 試合④の勝者
- 準決勝②：試合②の勝者 vs 試合③の勝者

○決勝・3位決定戦

- 決勝：準決勝①の勝者 vs 準決勝②の勝者
- 3位決定戦：準決勝①の敗者 vs 準決勝②の敗者

*尚、審判は上記組み合わせ表の右側記載チーム、MCは左側記載チームが担当することとする。

2. 参加費用

今年度のカップ戦参加費はリーグ戦参加費に含まれる。

3. その他特記事項

特になし

以 上

別紙Ⅲ

【2018年度 チームペナルティの整理】

運営要項記載のチームペナルティは以下の通りとする。規定されていないものは役員会にて判断する。

No.	事象	チーム警告	勝ち点	罰金
1	リーグ戦における不戦敗	1枚	-3 (0-5)	3万円
2	リーグ戦における審判・MCの義務不履行発生	1枚	-3	3万円
3	カップ戦における不戦敗	1枚	-	3万円
4	カップ戦における審判・MC義務不履行発生	1枚	-	3万円
5	代表者会議欠席	1枚	-	-
6	表彰式欠席	1枚	-	-
7	チームデータ登録外選手の出場 (不戦敗)	1枚	-3 (0-5)	3万円
8	社外選手の6名以上の同時出場 (不戦敗)	1枚	-3 (0-5)	3万円
9	キャプテンマーク忘れ・未着用	0枚	-1	-
10	審判・MCの宣誓漏れ	0枚	-1	-
11	その他軽微なミス	0枚	-1	-
12	公式戦試合開始時人数不足 (11人未満)	0枚	-	1～3万円 ※

※シーズンを通して1試合目：1万円、2試合目：2万円、3試合目以降：3万円

以上